

公 募

木曾川上流河川事務所管内の
河道内樹木の採取申請者を公募します。
～河川法第25条を適用した公募型樹木伐採の試行～

1. 目的

木曾川上流河川事務所管内の河道内には多くの樹木が繁茂しており、これら樹木を放置すると樹林化が進行し、洪水の流れの妨げとなることや、局所的に流速を速め、堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があるなど、治水上の問題があります。さらに、河道内の樹林化により、河川巡視に支障を来したりゴミ等の不法投棄を招いたり等、維持管理や環境上の問題もあります。

このため、国土交通省 木曾川上流河川事務所では、これらの対策として順次河道内の樹木の伐採作業を行っております。

しかしながら伐採した樹木の処分には相当の費用を要することから、治水上等の問題を解消しつつ、コスト縮減と木材資源の有効活用を図るため、河道内の樹木を採取することを希望する事業者（企業・団体）を公募し、河川法第25条の採取の許可による河道内の樹木伐採の取り組みを試行いたします。

2. 募集概要

(1) 応募から採取までの流れ

- ① 木曾川上流河川事務所管内の樹木を採取することを希望する者は、「5. 応募方法」に従い応募書類を提出してください。
- ② 「4. 採取申請者の選定方法」により、応募書類を審査し、採取申請者を選定します。
- ③ 選定結果は応募者へ通知するとともに、木曾川上流河川事務所のホームページ（URLは別記）に掲載します。
- ④ 選定された採取申請者は、河道内の樹木を採取するため、河川法第25条に基づく許可申請手続きを行っていただきます。許可申請手続きの方法については、選定通知後の打合せにて個別に説明します。
- ⑤ 河川法第25条の許可書を発行後、運搬作業等の着手が可能となります。

(2) 募集期間

平成30年8月17日（金） ～ 平成30年9月7日（金）

※応募書類は郵送により平成30年9月7日必着

(3) 樹木の採取場所

- ①木曾川 左岸河川敷 (河口からの距離31.0k~31.6k+100m)
 - ②木曾川 左岸河川敷 (河口からの距離38.0k~38.8k)
 - ③木曾川 左岸河川敷 (河口からの距離41.0k~41.2k)
 - ④木曾川 左岸河川敷 (河口からの距離67.4k~68.2k)
 - ⑤木曾川 右岸河川敷 (河口からの距離34.0k~35.0k)
 - ⑥木曾川 右岸河川敷 (河口からの距離41.6k~42.0k)
 - ⑦北派川 左岸川裏 実験河川施設内 (木曾川合流点からの距離1.0k~2.0k)
 - ⑧揖斐川 中州 (河口からの距離58.4k+100m~58.8k+80m)
 - ⑨牧田川 右岸河川敷 (揖斐川合流点からの距離4.4k~5.0k)
 - ⑩牧田川 左岸河川敷 (揖斐川合流点からの距離4.4k~5.2k)
 - ⑪牧田川 左岸河川敷 (揖斐川合流点からの距離5.2k~6.8k)
 - ⑫根尾川 中州 (揖斐川合流点からの距離8.8k+150m~9.4k)
- ※工事の進捗によりすでに採取を行い、引渡場所にある場合があります。

樹木の引き渡し予定場所 (変更となる場合があります)

- A. 木曾川南派川 右岸川裏 (木曾川合流点からの距離5.2k+100m)
木曾川第一出張所管内で伐採した樹木
③、④、⑥、⑦
- B. 長良川 左岸川裏 (河口からの距離24.4k+100m) (木曾川右岸)
木曾川第二出張所管内で伐採した樹木
①、②、⑤
- C. 揖斐川 左岸58.6k付近堤防天端
揖斐川第一出張所管内で伐採した樹木
⑧
- D. 牧田川 左岸7.26k付近堤防天端
牧田川出張所管内で伐採した樹木
⑨、⑩、⑪
- E. 根尾川 右岸10.8k付近堤防天端 (揖斐川合流点からの距離10.8k)
根尾川出張所管内で伐採した樹木
⑫

※以上の内1箇所あるいは複数箇所を応募できます。

※より詳細な場所については別添資料を参照してください。

※添付資料に示す範囲については、伐採予定範囲を示します。

また、公募面積については、伐採予定範囲内の伐採予定面積となり、発生量については過去実績による推定量となります。

※工事の進捗等により、採取業者決定後においても中止する箇所があります。

(4) 作業環境

- ・進入路の幅員：約3.5m
 - ・仮置き場：有り
- ※より詳細な場所については別添資料を参照してください。

(5) 樹木の採取期間（予定）

平成30年10月～平成31年3月31日

土日祝日を除く平日の8時30分から16時30分

※関係機関等（道路管理者、警察、地元住民他）との調整により変更となる場合があります。

※河川維持管理事業の実施にあたって事業工期の変更の必要が生じた場合は、河川管理者と採取申請者が協議のうえ、採取申請者は河川法第25条に基づき認可の変更申請を行っていただくこととなります。

(6) 樹木の種類

主に広葉樹（ヤナギ等）

- 1 樹径 約5cm以上を想定（枝等を含みます）
- 2 根株を除くすべて（枝葉、幹）
- 3 根株を含むすべて（枝葉、幹 根株）
（根株については、当方にて可能な限り土砂を篩います。）

上記1～3を5. 応募方法（1）提出資料【基本事項】2. 樹木採取希望場所番号に続き、上記1～3を記入してください。「3」「2」「1」の順に選定していただいた採取申請者を優先とさせていただきます。

(7) 採取の条件

樹木の採取（引き渡し）を行う上での諸条件については以下のとおりです。採取作業における注意事項については必ず履行してください。

1. 採取申請者は採取（引き渡し）場所にある樹木の運搬車両への積み込み、現場外への搬出を実施してください。
2. 伐採した樹木を河川管理者が「(8) 関連工事」にて1本当たり長さ4～6m程度に切断いたします。（長さについては選定業者との打合せにより決定します）
3. 採取（引き渡し）した樹木を採取（引き渡し）場所毎に数量（m³又はt）を計測し、伝票等資料を添えた集計表、状況写真（着工前、施工中及び完了後）を完了時に提出してください。採取申請者は、採取する樹木の質の如何を問わず決定した採取（引き渡し）場所からの全量採取とする。また、搬出完了時の清掃等を行うものとします。
4. 採取（引き渡し）が完了したのち、現地において木曽川上流河川事務所職員による履行確認を行います。その際は採取申請者も立ち会うものとします。
5. 積み込み、運搬時等においては事故の発生、第三者災害の防止に努めてください。万が一事故等が発生した際は、木曽川上流河川事務所に速やかに報告するとともに全ての責任は採取申請者に負っていただきます。事故の内容によっ

ては採取許可（河川法25条）を取り消す場合もあります。

6. 採取した樹木の搬出にあたり、道路の通行に必要となる関係機関（道路管理者・警察署）との手続きについては、採取申請者が行うものとします。
7. 採取（引き渡し）場所においては使用機材を含め整理整頓、盗難防止に努めてください。
8. 今後の参考資料とするため、採取実施後にアンケートに回答してください。

（8）関連工事

- ⑧～⑫ 「平成29年度 揖斐川長良川維持修繕工事」（管理課）
- ③、⑤～⑦ 「平成30年度 木曾川樹木伐開工事」（管理課）
- ② 「平成30年度 木曾川中州整備工事」（管理課）
- ①、④ 「平成30年度 木曾川環境維持管理工事」（河川環境課）

※関連工事とは、国土交通省が発注もしくは発注を予定している工事です。樹木の伐採、根株除去等を実施します。樹木の採取（引き渡し）においては工事の工程等との調整が必要となります。

（9）採取申請者の選定結果の通知

- ①採取申請者の選定結果は応募者に通知します。通知の時期は 9月下旬を予定しています。
- ②選定結果については以下URLのホームページに掲載する予定です。
木曾川上流河川事務所HP <http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/index.html>

3. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

- イ 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ロ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年 勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ハ 公募期間中において、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ニ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ホ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ヘ その他、木曾川上流河川事務所長が参加不相当と判断されない者

4. 採取申請者の選定方法

応募書類の【採取計画に関する事項】について採取計画・実施工程の具体性、安全対策等を評価して、「2.（3）樹木の採取場所」1箇所につき1者を選定いたします。

選定を行うにあたり、必要な情報収集、履行の確実性の評価等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施する場合があります。

審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定するものとします。

応募者が少数の場合で複数箇所を希望する者がいる場合は、同一の者が複数箇所について選定される場合もあります。

5. 応募方法

(1) 提出資料

河道内樹木の採取（引き渡し）を希望する者は、以下に記載する事項を示した「応募書類」及び「作業計画書（案）」を作成し、以下の送付先へ郵送にて提出してください。

応募書類及び作業計画書の作成にあたっては、別紙「応募様式」「作業計画書様式（案）」又は任意様式にて必要事項を記載し、添付を要する資料等を同封してください。なお、記載内容及び添付資料に不備がありますと非選定となる場合がありますので、ご注意ください。

【基本事項】

1. 応募者の氏名（法人の場合は法人名及び代表者名）、住所、連絡担当者名及び連絡先（電話・FAX番号）

※住所及び連絡先は、応募書類の内容について確認する場合や、選定結果通知及び当選後の連絡にのみ使用する。

2. 樹木採取希望場所

【採取計画に関する事項】

1. 採取の目的
2. 現地状況の確認
 - ・現地状況確認の有無
3. 採取に関する計画
 - ・作業予定期間
 - ・作業実施責任者氏名及び保有資格
 - ・運搬方法、運搬車両の走行ルート
 - ・採取場所における安全管理方法

※1～2は別紙「応募様式」、3は別紙「作業計画書（案）」を参照下さい。

(2) 応募書類の送付先

〒500-8801 岐阜県岐阜市忠節町5丁目1番地
国土交通省中部地方整備局 木曾川上流河川事務所
管理課 維持係 宛

(3) 応募書類の提出期限

平成30年9月7日（金）必着

6. 留意事項

(1) 伐採樹木の扱いについて

河道内樹木を伐採して廃棄物として処理する場合は一般廃棄物として扱われることが多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）」に基づく適正な対応が求められますが、今回の試行においては河道内樹木を河川産出物として扱うため、伐採樹木の搬出にあたって、廃掃法の収集運搬許可や搬出先施設の廃棄物処理施設許可は要しません。

ただし、処理施設等へ搬出後不要となった枝葉・幹等を産業廃棄物として処分する場合は廃掃法に基づき適正に対処してください。

(2) 樹木の採取に係る費用について

採取作業に要する費用については、採取申請者として選定された者が負担するものとします。

(3) 河川法申請について

河川内樹木の採取は河川法第25条の許可を要する行為であるため、選定された採取申請者は、河川法申請を行っていただきます。

なお、作業計画書（案）は、申請書類の一部として利用する予定をしています。

(4) 採取料について

河川法第32条の規定により、都道府県知事は同法第25条の許可を受けた者から河川産出物採取料を徴収することができますが、今回の河川内樹木伐採においては、採取料は発生しないことが愛知県・岐阜県の河川管理担当課と確認されています。

(5) 次回の公募について

今回の公募は試行的な取り組みであり、今後継続的に実施するものではありません。ただし、今回の試行結果及び河道内樹木の繁茂状況等を勘案し、同様の取り組みを実施する場合があります。

7. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 管理課 維持係

TEL:058-251-1325 FAX:058-251-6581

受付時間：平日の10時から16時まで

※問い合わせは電話・FAXにて受付いたします。FAXの場合は折り返しの連絡先（電話番号またはFAX番号）を必ず記載いただくようお願いいたします。

(参考) 関係法令

予算決算及び会計令

第70条（一般競争に参加させることができない者）

契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

第71条（一般競争に参加させないことができる者）

契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

河川法

第25条（土石等の採取の許可）

河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

第32条（流水占用料等の徴収等）

都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料、土石採取料その他の河川産出物採取料を徴収することができる。